

家畜伝染病予防法一部改正にともなう

家畜飼養衛生管理者の設置について

このたび家畜伝染病予防法が改正され、全ての家畜の所有者※の皆様
に、「飼養衛生管理者」の選任が義務付けられることとなりました。

みなさまには何かとお手数をおかけしますが、御理解の上、御協力いた
だきますようお願いいたします！

飼養衛生管理者とは？

- 衛生管理区域における、飼養衛生管理の責任者です。
- 衛生管理区域ごとに1人選任してください。※所有者自らが管理者でも可。

飼養衛生管理者は何をするのですか？

- 衛生管理区域へ出入りする方の管理(チェック、指導)
- 農場内の従事者への飼養衛生管理基準の周知・教育
- 家保等が発信する家畜衛生情報への対応



飼養衛生管理者に関するお願い

- **飼養衛生管理者の連絡先を家畜保健衛生所までお知らせください。**
家畜衛生情報や研修会のお知らせの周知、家畜伝染病発生時の緊急連絡等に活用します。

- ①氏名、②住所、③電話番号、④メールアドレス、④管理する農場名、
- ⑤農場の代表者住所

※ご連絡いただいたメールアドレス等の個人情報は農林水産省と共有します。

※家畜衛生に関する情報の共有及び飼養衛生管理者制度の運用等の改善のみを目的として
利用し、それ以外の目的では利用いたしません。